

原発賠償に関して知っておきたい大事なポイントの解説と、日々の生活で問題が起きた際に迷わず対応するための予備知識をお伝えしていくコーナーです。

石川五右衛門は「世に盗人の種は尽きまじ」と詠みましたが、現代では社会の変化や技術の発展に応じて新たな悪徳商法が次々と生まれています。昔ながらの商法でも、インターネットを利用することで大規模な被害を生むこともあります。

**A** まず、カード会社に連絡をして、チャージバックができないか相談してみてください。チャージバックとは、カード会社から身に覚えのない商品代金の請求があったときに、支払い代金の返還を求める制度です。カード番号の悪用やスキミング被害のように、不正利用があっ

**Q** ネット通販でお皿を買いました。クレジットカードで支払いをしたのですが、写真と実物のデザインが全然違ってしまいました。通販業者に連絡をしたのですが、電話が話し中でつながりません。

**A** 押し売りの一種として、申込みをしていないのに一方的に商品を送り付ける送り付け商法（ネガティブ・オプション）があります。受け取った方が断りにくいように、義援金や福祉施設を騙る事例もあるようです。商品を開封しても代金を支払う必要はありません。もし代金引換郵便で間違っても代金を支払った場合でも返金を求めることができます。受け取った商品をどうするかですが、送り付けられた商品を送り返す義務はありません。商品

**Q** 頼んだ覚えのない書籍が送られてきました。開封したところ土砂災害の記録写真集のようです。同封の手紙によると、代金は土砂災害の義援金になるとのことです。送り主の住所は書いてあるのですがどうすればいいですか。

たときに利用されることが多い制度ですが、それだけではなく業者が商品を送ってくれないとか、送られてきた商品が欠陥商品である場合にも利用できることがあります。チャージバックをしてから商品の返品手続を取るのが安全でしょう。

**Q** 隣のおばあさんは一人暮らしです。ところが、先月になって布団を3組買ったと聞きました。訪問販売で買ったらしく、大幅値引きをさせたと言っていました。布団を何枚も敷くスペースも無いはずなのに無駄だと思のですが。

はとりあえず保管していなければなりません。商品を受け取ってから一定期間経過後は処分することができません。専門家や消費者センターなどに相談して処分するのが安全でしょう。

**A** 訪問販売で日常生活に通常必要とされる分量を著しく超える商品を購入した場合、過量販売として解除できる可能性があります。布団であれば通常1人1組以上は必要ないので、解除できる可能性があります。契約から1年以内であれば解除できます。

いつかためになる

# 法律知識

Vol.20

## 悪徳商法の対処法

弁護士 井上 航

産業・賠償対策課 主幹  
(所属：第二東京弁護士会)



## 相談はこちらまで

■福島県弁護士会 原子力発電所  
事故被害者救済支援センター  
TEL 024 (533) 7770  
\* 受付時間 (平日 10時～15時)  
\* 東電に関する賠償請求と和解の申立てに関する専門ダイヤルです。

■震災法テラスダイヤル  
TEL 0120 (078309)  
\* 受付時間 (平日 9時～21時、  
土曜日 9時～17時)  
\* 福島市・二本松市・双葉郡広野町に相談できる事務所があります。  
県外の法テラスも紹介してもらえます。

問 産業・賠償対策課賠償支援係  
TEL 0243 (62) 1105